

農と食と観光まちづくり推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会の名称は、農と食と観光まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、別紙の団体をもって組織する。

(目 的)

第3条 協議会は、次の事業を実施することを目的とする。

- (1) 「富田林寺内町」と「背後に広がる農業地域」が連携・協力しながら、『寺内町を背景としたブランドづくり』に取り組むとともに、これを活かした『寺内町におけるツアープログラム』等を企画・実施し、寺内町の街なみ・暮らし・文化をとおして地域資源を活用・発信・PRする仕組み・体制を整え、実践することで、賑わいの創出、交流・地産地消の拡大を促す地域活性化事業を推進する。
- (2) 上記(1)の事業を行うことによって得られる効果として、郊外市街地と農村が、共に活性化するモデル事業の構築に結び付ける。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業計画の作成に関すること
- (2) 事業の実施に関すること
- (3) 事業実施結果の検証並びに事業継続計画に関すること
- (4) その他、協議会の目的達成に関すること

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、本事業に係わる業務が終了する日までとする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会務の執行を監査する。

(会 議)

第9条 総会は、会長が招集する。

- 2 議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、構成団体の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席構成団体の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第10条 第4条の事業の実施にあたり、必要と認められる場合は、協議会の下部に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、協議会において指示された事項を処理する。

(意見の聴取)

第11条 総会及び部会において、必要と認められる場合は、学識経験者又は関係行政機関の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事 務)

第12条 協議会の事務局は、株式会社インプリージョンが担当する。

- 2 協議会の会計については、構成する団体に委託することができる。

(会 計)

第13条 協議会の経費は、大阪府からの補助金を歳入とし、第4条の事業に必要な経費を歳出とする。

- 2 財務に関する必要な事項は、別途定める協議会財務規程に定める。

(有効期間)

第14条 本規約は、本事業に係わる業務が終了する日までとする。

(補 則)

第15条 この規約に定めのない事項については、総会の決定するところによる。ただし、軽微な事項については会長の決定するところによる。

附 則 この規約は、平成23年9月26日から施行する。